

学校における働き方改革
湧別町アクション・プラン

平成31年3月
(令和2年2月改定)
(令和3年3月改定)

湧別町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められております。

こうしたことから、湧別町教育委員会では、学校現場の業務改善に向けた取組に関して、平成30年3月に北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、湧別町立学校における働き方改革を推し進める「湧別町アクション・プラン」を策定し、湧別町教育委員会と学校との連携により取り組んでいく必要がある事項を整理しました。

1. アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び湧別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）第36条の2第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。
- ・ 加えて本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。
- ・ 本プランは、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目

指す理念を共有しながら、取組を実行します。

- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国・北海道・町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための取組を実施します。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための、地域の実情に応じた取組を促すとともに、取組を行うための支援をします。

(2) 学校の役割

- ・ 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

4. アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定します。

なお、取組期間は、平成31年度から令和3年度までとします。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

- ※1 「在校等時間」は、8の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、8の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、8の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実績を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和3年度末に目指す指標】

1 部活動休養日を完全に実施（年間㊤（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋㊦学校閉庁日9日（㊤と㊦の重複分を除く。））している部活動の割合	・・・100%
2 変形労働時間制を活用している学校の割合	・・・100%
3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	・・・100%
4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	・・・100%

5. 推進体制と取組の検証・改善

（1）推進体制

教育委員会は、湧別町校長会及び湧別町教頭会と連携して、本プランの取組について推進を図るものとします。

（2）取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、湧別町校長会及び湧別町教頭会における議論を通して取組の効果の検証を行い、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行います。

（3）検証結果の提供

教育委員会は、町立学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにします。

6. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなど、学校運営協議会や湧別町PTA連合会と連携しながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及促進を進めます。

7. 具体的な取組

各学校は、学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行います。

アクション1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教育委員会は、学校に対して、特別支援教育支援員の配置、学力向上支援員の配置、指導方法工夫改善加配職員の配置、免許外教科担任解消加配職員の配置、通級指導教室巡回指導職員の配置、外国語指導助手（ALT）の配置を推進します。

(2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用

- ・ 教育委員会は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入などを進めるとともに、地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりを推進します。

アクション2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 教育委員会は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中

の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「湧別町の部活動の在り方に関する方針」による。

(2) 部活動指導員の配置等

- ・ 教育委員会は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員や補助員等を配置できるよう人材の発掘と制度導入への検討を行います。

(3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 教育委員会は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行うよう、学校に対して指導・助言を行います。

(4) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

- ・ 教育委員会は、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動「オール湧別」方式を推進します。

(5) スポーツ少年団等への協力要請

- ・ 社会教育関係団体であるスポーツ少年団等には、本取組の趣旨を説明し、理解と協力を要請します。

アクション3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日））、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。
- ・ 教育委員会は、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取組ます。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設置

- ・ 教育委員会は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。
 - ① 実施目的
 - 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため
 - ② 設定期間
 - ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。
 - ・ 年末年始の休日（12月29日～1月3日）は、全町立学校統一の学校閉庁日とし、これ以外の勤務日においても設定できることとしています。
 - ③ 服務上の取扱等
 - ・ 年休、夏休、振替等とする。
 - ・ 休暇取得を強制しない。
 - ・ 出勤も可とするが、開錠及び施錠は出勤する者が行う。
 - ・ 部活動休養日に設定する。
 - ④ 保護者への周知
 - 教育長名の通知文を、各学校を通して保護者に周知する。
 - ⑤ 緊急時等の連絡先
 - 教育委員会教育総務課長とし、保護者にも周知する。

(4) 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- ・ 教育委員会は、町立学校における勤務時間の管理について、具体的な方法に

ついて検討の上、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、可能な限り早期に構築します。

- ・各学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

(5) 留守番電話やメールによる連絡対応等

- ・教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡体制等の取組を検討します。

(6) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・教育委員会は、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道教委の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討するとともに、学校管理規則に適切に位置付けることについても、併せて検討を進めます。

アクション4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務の見直し

- ・教育委員会は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。

(2) 勤務時間等の制度改善の活用

- ・変形労働時間制度、週休日の振替えに係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例・週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。

(3) 適正な勤務時間の設定

- ・教育委員会は、各学校に対して児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう指導・助言を行います。

また、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務

時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講じるよう指導・助言を行います。

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

(5) 学校行事の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

8. 町立学校の教育職員の在校等時間について

- ・ 町立学校の教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠であります。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定め、業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。

- ・ 町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とするものとします。

(1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

(2) 業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を

行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

- (ア) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間
- (イ) 教育委員会等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- (ウ) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (エ) 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- (ア) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間
- (イ) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- (ア) 1か月時間外在校等時間100時間未満
- (イ) 1年間時間外在校等時間720時間
- (ウ) 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- (エ) 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

(3) 教育委員会が行う措置

- ① 教育委員会は、教育職員が在校している時間は、校務支援システムやタイムカードなどにより客観的に計測します。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ② 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。
- ③ 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。
 - (ア) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
 - (イ) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
 - (ウ) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- ④ 教育委員会は、町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。
- ⑤ 教育委員会は、道教委及び湧別町と認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し連携を図ります。
- ⑥ 教育委員会は、「学校における働き方改革」について社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者、保護者及び地域住民等に対して広く周知を推進します。

(4) 留意事項

- ① 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意しなければなりません。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。
- ② 教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。

- ③ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
- ④ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。